

## 意見書第 15 号

### 少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充 に関する意見書

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられることとなっているが、今後は小学校に留まることなく、中学校・高等学校における早期の引き下げや、きめ細かい教育活動を進めるためのさらなる学級編制標準の引き下げ及び少人数学級の実現も必要である。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となる中、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生していることから、子ども達の豊かな学び及び学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

一方、三位一体改革により、義務教育費の国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられるなど厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体の財政事情により教育格差が生じることは大きな問題であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、全国のどこの自治体でも一定水準の教育を受けられるための条件整備も不可欠である。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

1. 中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 16 日

延岡市議会

内閣総理大臣 文部科学大臣 参議院議長  
財務大臣 内閣官房長官  
総務大臣 衆議院議長